

お友達紹介制度利用規約

第 1 条(目的)

本規約は、Original Beauty Clinic GINZA(以下「当院」といいます。)が実施するお友達紹介制度(以下「本制度」といいます。)に関して、利用条件、付与・使用の方法、制限事項、免責事項等を明確にすることを目的とします。

第 2 条(適用範囲)

1. 本制度は、当院で施術を受け、かつ当院所定の条件を満たしたお客様に適用されます。

第 3 条(ポイントの付与)

1. 当院で施術を受け、かつご友人を紹介されたお客様、および紹介されたご友人に対し、第 6 条に定めるポイントを付与します。ご友人とは、紹介者本人と別人格であり、過去に当院で施術歴のない新規患者をいいます。
2. ポイントは、紹介されたご友人が 10,000 円(税込み)以上利用し、その代金の支払いが完了した場合に付与します。なお、返金その他当院が利用実績を取り消した場合は、ポイントを付与しない、または付与済みポイントを取り消すことがあります。
3. 本制度の適用にあたり、以下のいずれかに該当する場合は、ポイントを付与することはできません。
 1. ポイント付与時点でご紹介者様が 1 年以上ご来院の無い場合
 2. 紹介されたご友人が 10,000 円(税込み)以上のご利用をされなかった場合
 3. 当院が不相当と判断する事由(不正利用の疑いなど)がある場合
4. お客様が対象施術の申し込みまたはお支払いを行った時点で、本規約に同意したものとみなします。
5. 当院は、本制度の利用に関連し、お客様に対して特別な通知または個別の契約書を発行する義務を負わず、本規約に基づいて制度を一律に適用します。
6. 当院は、本制度の適用にあたり、必要に応じて本人確認書類等の提示を求める場合があります。

第4条(ポイント利用)

1. 付与されたポイントは1ポイント=1円として換算し、10ポイント単位でご利用いただけます。
2. ポイントは、定価の施術料のみに利用できるものとし、クーポン、キャンペーン価格、その他当院が指定する割引制度との併用はできません。
3. 化粧品・ドクターズコスメ・パック等、物品へのご利用は出来ません。
4. キャンセル料・時間変更手数料へのご利用は出来ません。
5. ポイント利用は、お客様本人によるお会計前の申出にのみ可能です。
6. 施術費用の一部または全部が返金となる場合、既に利用されたポイントは、お客様のポイント残高へ再付与されます。
7. 以下の場合、ポイントの利用はできません。
 1. 第三者による代理利用
 2. 未成年者が親権者の同意なく使用する場合(なお、未成年者が成年に達した後にポイントを利用した場合、未成年者であった間の利用行為を追認したものとみなします。)
 3. 当院が不適当と判断する事由(不正利用の疑いなど)がある場合

第5条(診察券またはカルテ番号を忘れたときのポイント利用)

当院では、ポイントはお客様に紐付けて管理しており、診察券またはカルテ番号の提示がない場合には、原則としてポイントの付与および利用はできません。ただし、当院においてお客様ご本人であることが確認できた場合には、例外的にポイントの付与および利用を認めることがあります。

第6条(付与ポイント数)

1. ご友人を紹介されたお客様に5,000ポイントを付与します。
2. 紹介されたご友人に3,000ポイントを付与します。

第7条(有効期限)

1. ポイントの有効期限は、お客様の最終来院日から1年間とします。
2. 最終来院日より1年間、当院への来院履歴がない場合には、保有するポイントはすべて失効するものとします。

3. 来院の事実がある場合には、施術・診療その他の会計行為の有無を問わず、有効期限は更新されます。

1. 来院の有無は、当院の受付システム等における来院記録により判定します。
2. 有効期限内であっても、制度の変更・終了に伴い使用できなくなる場合があります。

第 8 条(管理方法)

1. ポイントは、当院の電子カルテ又は顧客管理システムにより管理されます。
2. 当院は、ポイント残高の正確性を保つよう努めますが、万が一の誤差等があった場合は、当院の管理記録をもって最終的なポイント残高とします。

第 9 条(譲渡・換金の禁止)

1. ポイントは本人のみに帰属し、第三者への譲渡・売買・貸与・相続・担保提供等はできません。
2. ポイントは金銭的価値を持つものではなく、現金・商品券・電子マネー等との交換はできません。

第 10 条(不正取得・利用)

お客様が本規約に違反した場合、または以下のいずれかに該当する行為が確認された場合には、当院は、当該お客様に対し、ポイントの一部または全部の無効化、本制度の利用停止、既に利用されたポイント相当額の返還請求、または損害賠償請求を行うことがあります。

1. 他人名義の情報を使用してポイントを取得する行為
2. 架空取引を装った不正なポイント加算行為
3. システムを不正に操作し、またはポイントの記録を改ざんする行為
4. 同一人物による複数アカウントを用いた重複取得行為

第 11 条(制度の変更)

1. 当院は、お客様への通知をもって、本規約の全部または一部を法令の定めに従い、必要に応じて随時改定することができます。
2. 変更内容は、当院ホームページへの掲載その他当院が適当と認める方法により通知し、その時点で全てのお客様に対して効力を有するものとします。

第 12 条(制度の終了)

1. 当院は、必要に応じて、本制度を終了することができます。
2. 制度終了の場合、既存ポイントは終了日までに使用されなかった場合、すべて無効となります。
3. 制度終了に伴う補償は行いません。

第 13 条(個人情報の取得・利用)

当院は、本制度の運営に必要な範囲でお客様の個人情報を取得・利用します。これには、ポイントの付与・管理・通知のためのメール配信等が含まれます。

第 14 条(通知メールの送信)

1. 当院は、お客様からの同意(オプトイン)を得た上で、ポイント残高通知、有効期限案内、制度変更案内等を電子メールで送信することがあります。
2. 広告宣伝目的のメールは、別途明示的な同意がある場合に限り送信します。
3. お客様は、通知メールの配信停止を希望する場合、当院所定の方法により申請することができます。

第 15 条(免責事項)

1. 当院は、天災地変、通信回線、システム保守またはシステムの障害、第三者による不正行為、その他当院の責めに帰すことのできない事由により、本制度の全部または一部が停止、中断、変更または終了した場合であっても、これによりお客様に生じた損害について責任を負いません。
2. 当院は、当院の故意または重大な過失による場合を除き、ポイントの付与、利用、失効、残高表示、通知の遅延または未達等に関連してお客様に生じた損害について、責任を負わないものとします。

第 16 条(合意管轄)

本制度または本規約に関連して当院とお客様との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2026 年 8 月 5 日より施行する。